令和5年

行政書士試験

解答集



「模範解答」「解答解説」

資格の大原

行政書士講座

目次

１　2023年　行政書士試験　本試験分析.....ｐ.２

２　2023年　行政書士試験　解答・解説.....ｐ.13

注：本解答は、資格の大原が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答は、2023年11月14日（火）13：00時点の解答を元に作成しております。

2023 年　行政書士試験

本試験分析

1 合格基準

1 配点

試験科目		出題形式		出題数	配点
法令等	憲法、行政法、民法、商法、基礎法学	択一式	５肢択一式	40問	160点
			多肢選択式	３問	24点
		記述式		３問	60点
	計			46問	244点
一般知識等	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解	択一式	５肢択一式	14問	56点
合計				60問	300点

※「法令等」は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」の略です。
※「一般知識等」は、「行政書士の業務に関連する一般知識等」の略です。

※択一式　５肢択一式：１問につき４点
　　多肢選択式：１問につき８点　空欄（ア～エ）１つにつき２点
※記述式　１問につき20点

2 合格基準

次の要件をすべて満たした者が合格となります。
①　「法令等」の得点が、満点の**50%以上**（122点以上）である者。
②　「一般知識等」の得点が、満点の**40%以上**（24点以上）である者。
③　試験全体の得点が、満点の**60%以上**（180点以上）である者。

※問題の難易度により、補正的措置が加えられる場合があります。例えば、2014年の合格基準は、試験問題の難易度を評価し、次のとおり補正的措置が講じられています。
①　「法令等」の得点が、110点以上である者。
②　「一般知識等」の得点が、24点以上である者。
③　試験全体の得点が、166点以上である者。

2 本試験分析

1 正解率

問題番号	科目	正解	正解率
問題1	基礎法学	1	40.9%
問題2	基礎法学	5	62.7%
問題3	憲法	2	10.9%
問題4	憲法	3	38.2%
問題5	憲法	3	11.8%
問題6	憲法	2	69.1%
問題7	憲法	2	36.4%
問題8	行政法	3	94.5%
問題9	行政法	3	69.1%
問題10	行政法	3	82.7%
問題11	行政法	2	50.9%
問題12	行政法	2・5	85.5%
問題13	行政法	1	84.5%
問題14	行政法	2	85.5%
問題15	行政法	3	61.8%
問題16	行政法	4	84.5%
問題17	行政法	2	36.4%
問題18	行政法	2	48.2%
問題19	行政法	3	80.0%
問題20	行政法	5	85.5%
問題21	行政法	1	21.8%
問題22	行政法	1	19.1%
問題23	行政法	4	55.5%
問題24	行政法	4	44.5%
問題25	行政法	3	38.2%
問題26	行政法	5	74.5%
問題27	民法	4	78.2%
問題28	民法	2	76.4%
問題29	民法	5	65.5%
問題30	民法	5	84.5%
問題31	民法	5	81.8%
問題32	民法	4	78.2%
問題33	民法	4	56.4%
問題34	民法	4	26.4%
問題35	民法	3	73.6%
問題36	商法	5	53.6%
問題37	商法	5	61.8%
問題38	商法	2	36.4%
問題39	商法	3	48.2%
問題40	商法	5	47.3%

問題番号	科目	正解	正解率
問題41ア	憲法	6	8.2%
問題41イ	憲法	18	49.1%
問題41ウ	憲法	13	20.9%
問題41エ	憲法	8	42.7%
問題42ア	行政法	5	89.1%
問題42イ	行政法	18	58.2%
問題42ウ	行政法	12	97.3%
問題42エ	行政法	3	94.5%
問題43ア	行政法	14	90.0%
問題43イ	行政法	6	88.2%
問題43ウ	行政法	19	76.4%
問題43エ	行政法	9	90.0%
問題44	行政法	―	―
問題45	民法	―	―
問題46	民法	―	―
問題47	政経社	2	51.8%
問題48	政経社	5	93.6%
問題49	政経社	3	38.2%
問題50	政経社	5	33.6%
問題51	政経社	1	70.0%
問題52	政経社	2	65.5%
問題53	政経社	4	83.6%
問題54	情報等	4	60.9%
問題55	情報等	4	59.1%
問題56	情報等	5	90.9%
問題57	情報等	1	53.6%
問題58	文章理解	2	97.3%
問題59	文章理解	1	96.4%
問題60	文章理解	1	97.3%

2 平均点

	法令等※	一般知識等	全体※	合格率
2019年	103.0点	41.4点	144.4点	11.48%
2020年	112.6点	42.3点	154.9点	10.72%
2021年	116.1点	37.0点	153.1点	11.18%
2022年	113.6点	38.4点	152.1点	12.13%
2023年	**109.9点**	**39.7点**	**149.6点**	**－**

※　記述式は除く

3 基礎法学

１．平均正解数

2021年	2022年	**2023年**
2問中1.4問	2問中1.0問	**2問中1.0問**

２．内容

問題番号	内容	ランク
問題１	法学の基礎	B
問題２	法人等	B

※ランク　A…正解率70%超、B…正解率70%以下40%以上、C…正解率40%未満

３．総評

基礎法学は例年どおりである。今年は過去問学習で正解を導き出せる問題がなかった。基礎法学に関しては、現場思考で常識的に判断する対応も重要である。

4 憲法

１．平均正解数

①５肢択一式

2021年	2022年	**2023年**
5問中3.8問	5問中3.3問	**5問中1.7問**

②多肢選択式

2021年	2022年	**2023年**
空欄4個中1.3個	空欄4個中1.8個	**空欄4個中1.2個**

２．内容

問題番号	内容	ランク
問題３	基本的人権の間接的、付随的な制約	C
問題４	国務請求権	C
問題５	罷免・解職	C
問題６	国政調査権の限界	B
問題７	財政	C
問題41ア	表現行為に対する事前抑制	C
問題41イ		B
問題41ウ		C
問題41エ		B

３．総評

憲法は難化した。上位群（27%）と下位群（27%）の差を弁別指数といい、この差が高いほど良問であるとされる。別の見方をすればこの差が大きい問題が合否を分けた問題ともいえる。

データを分析すると、５肢択一式で合否を分けた問題は問題６である。今年の憲法はストレートに重要判例や基本論点を問う問題が少ないが、今年のような問題を後追いする必要性は高くない。ある科目が難化したときは他の科目でカバーすればよく、どの科目も基本論点をマスターして得点できるようにしておくことが重要であることを再確認してほしい。

5 行政法

１．平均正解数

①５肢択一式

2021年	2022年	**2023年**
19問中14.0問	19問中13.3問	**19問中12.0問**

②多肢選択式

2021年	2022年	**2023年**
空欄8個中5.8個	空欄8個中5.8個	**空欄8個中6.8個**

２．内容

問題番号	内容	ランク
問題８	法理論　行政行為の瑕疵	A
問題９	法理論　行政上の法律関係	B
問題10	法理論　在留期間更新の許可申請に対する処分（マクリーン事件判決）	A
問題11	行政手続法　総合	B
問題12	行政手続法　聴聞	A
問題13	行政手続法　行政庁等の義務	A
問題14	行政不服審査法　不作為についての審査請求	A
問題15	行政不服審査法　審査請求の裁決	B
問題16	行政不服審査法　審査請求の手続	A
問題17	行政事件訴訟法　総合	C
問題18	行政事件訴訟法　行政事件訴訟法の準用規定	B
問題19	行政事件訴訟法　抗告訴訟の対象	A
問題20	国家補償　道路をめぐる国家賠償	A
問題21	国家補償　国家賠償法１条２項に基づく求償権の性質	C
問題22	地方自治法　普通地方公共団体	C
問題23	地方自治法　直接請求	B
問題24	地方自治法　事務の共同処理	B
問題25	行政法総合　空港や航空関連施設をめぐる裁判	C
問題26	行政法総合　地方公共団体に対する法律の適用	A

問題42ア	法理論　公営住宅の使用関係	A
問題42イ		B
問題42ウ		A
問題42エ		A
問題43ア	行政事件訴訟法　訴訟類型	A
問題43イ		A
問題43ウ		A
問題43エ		A

３．総評

行政法はやや難化した。データを分析すると、Ａランク・Ｂランクのほぼすべての問題で上位群と下位群に差がついており、例年どおり、行政法が合否を分けたといえる。行政法で確実に得点することが重要である。

6 民法

１．平均正解数

2021年	2022年	**2023年**
9問中4.0問	9問中4.8問	**9問中6.2問**

２．内容

問題番号	内容	ランク
問題27	消滅時効	A
問題28	取得時効と登記	A
問題29	譲渡担保	B
問題30	連帯債務	A
問題31	相殺	A
問題32	債権総論総合	A
問題33	契約の解除等	B
問題34	損益相殺ないし損益相殺的調整	C
問題35	遺言	A

３．総評

民法は、オーソドックスな論点が多く、前年までと比較する正解率が高い問題が多い。データを分析すると、問題27、30は下位群も正解率が高く、問題28、29、31、32で差がついている。今年は憲法で得点できない分を民法でカバーしたい。

7 商法

１．平均正解数

2021年	2022年	**2023年**
5問中1.7問	5問中1.9問	**5問中2.5問**

２．内容

問題番号	内容	ランク
問題36	商行為	B
問題37	設立時取締役	B
問題38	株式会社の種類株式	C
問題39	役員等の責任	B
問題40	会計参与と会計監査人の差異	B

３．総評

商法はここ数年難化傾向が続いている。まず過去問出題論点、次に頻出論点である株式会社の設立、株式、株主総会、取締役・取締役会の基本事項をおさえておきたい。

8 政治・経済・社会

１．平均正解数

2021年	2022年	**2023年**
8問中4.5問	8問中4.6問	**７問中4.4問**

２．内容

問題番号	内容	ランク
問題47	Ｇ７サミット（主要国首脳会議）	B
問題48	日本のテロ（テロリズム）対策	A
問題49	1960年代以降の東南アジア	C
問題50	日本の法人課税	C
問題51	日本の金融政策	B
問題52	日本における平等と差別	B
問題53	日本の社会保障、社会福祉	A

３．総評

政治・経済・社会は今年７問の出題となっている。例年差がつく問題は少ない。範囲が広い科目の特性上、過去問の学習よりも新聞やニュース等で広く浅く時事を学習することが重要である。

なお、2024年試験から「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」に科目名が変更され、政治･経済･社会は、「一般知識」から出題しうるとされている。また、「諸法令」（行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等）が出題されることになっている。

9 情報通信・個人情報保護

1．平均正解数

2021年	2022年	**2023年**
3問中2.2問	3問中2.2問	**４問中2.6問**

2．内容

問題番号	内容	ランク
問題54	日本における行政のデジタル化	B
問題55	情報通信用語	B
問題56	インターネット	A
問題57	個人情報	B

3．総評

情報通信・個人情報保護は今年４問の出題となっている。問題56は、現場思考で常識的に判断できる問題であった。情報通信・個人情報保護に関しても近年は時事的な出題が多くなっている。

10 文章理解

1．平均正解数

2021年	2022年	**2023年**
3問中2.6問	3問中2.8問	**3問中2.9問**

2．内容

問題番号	内容	ランク
問題58	空欄補充問題	A
問題59	空欄補充問題	A
問題60	空欄補充問題	A

3．総評

平均正解数は例年どおり。文章理解で３問正解したい。

2023 年　行政書士試験

解答・解説

問題１　正解１　基礎法学　正解率40.9%

アには「習慣」が入る。
イには「条理」が入る。
ウには「罪刑法定主義」が入る。
エには「裁判の拒否」が入る。
よって、１が正解となる。

問題２　正解５　基礎法学　正解率62.7%

ア×　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる（民事訴訟法29条）。よって、権利能力なき社団であっても、代表者又は管理人の定めがあれば、訴訟上の当事者能力が認められる。
イ×　合名会社は営利法人である。
ウ×　一般社団法人は営利目的の事業を行うことは制限されるが、収益事業を行うことは可能である。
エ○　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律２条、４条
オ○　特定非営利活動促進法２条１項、２項、９条、10条１項
よって、５（エ・オ）が正解となる。

問題３　正解２　憲法　正解率10.9%

ア○　戸別訪問の禁止によって失われる利益は、それにより戸別訪問という手段方法による意見表明の自由が制約されることではあるが、それは、もとより戸別訪問以外の手段方法による意見表明の自由を制約するものではなく、単に手段方法の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎない反面、禁止により得られる利益は、戸別訪問という手段方法のもたらす弊害を防止することによる選挙の自由と公正の確保であるから、得られる利益は失われる利益に比してはるかに大きいということができる（最判昭和56.6.15）。
イ×　判例は、芸術性と猥褻性とは別異の次元に属する概念であり、両立し得ないものではないとしている（最大判昭和32.3.13）。したがって、芸術的表現の自由への制約は、わいせつ物の規制に伴う間接的、付随的な制約とは言えない。
ウ○　裁判官が積極的に政治運動をすることを、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎず、かつ、積極的に政治運動をすること以外の行為により意見を表明する自由までをも制約するものではない（最大決平成10.12.1）。
エ×　監獄は、多数の被拘禁者を外部から隔離して収容する施設であり、右施設内でこれらの者を集団として管理するにあたっては、内部における規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要があるから、この目的のために必要がある場合には、未決勾留によって拘禁された者についても、この面からその者の身体的自由及びその他の行為の自由に一定の制限が加えられることは、やむをえないところというべきである。そして、この場合において、これらの自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、右の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべきものである（最大判昭和58.6.22）。
よって、２（ア・ウ）が正解となる。

問題４　正解３　憲法　正解率38.2%

１×　請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない（請願法５条）。したがって、請願の内容を審理および判定する法的義務が課されるわけではない。
２×　国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法１条１項の規定の適用上、違法の評価を受けない（最判昭和60.11.21）。したがって、訴訟上の手段がない立法不作為についてのみ、例外的に国家賠償が認められるわけではない。

３○　何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない（憲法32条）。この裁判を受ける権利は、刑事事件においては裁判所の裁判によらなければ刑罰を科せられないことを意味しており、自由権的な側面を有している。
４×　少年法23条２項による不処分決定は、当該事件について刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することを妨げる効力を有しないから、非行事実が認められないことを理由とするものであっても、「無罪の裁判」に当たらない（最決平成3.3.29）。
５×　純然たる訴訟事件につき、当事者の意思いかんにかかわらず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定する裁判が、憲法所定の例外の場合を除き、公開の法廷における対審及び判決によってなされないとするならば、そのことは憲法82条に違反する（最大決昭和35.7.6）。

問題５　正解３　憲法　正解率11.8%

１×　衆議院比例代表選出議員または参議院比例代表選出議員について、名簿を届け出た政党から、除名、離党その他の事由により当該議員が政党に所属する者でなくなった場合でも、他の名簿を届け出た政党に所属しなければ、当該議員は当選を失わない（国会法109条の２）。
２×　議員の資格争訟の裁判は、両議院に認められた権能である（憲法55条）。なお、資格争訟の裁判の結果、いずれかの議院の議員が議席を失った場合には、議席喪失の当否について司法審査は及ばない点は正しい。
３○　内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う（憲法66条３項）。よって、閣議による内閣の意思決定は、慣例上全員一致によるものとされてきた。したがって、内閣総理大臣は任意に大臣を罷免することができるため（憲法68条２項）、衆議院の解散の決定に反対する大臣を罷免して内閣としての意思決定を行うことになる。
４×　最高裁判所の裁判官は、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付されるが、その後、最高裁判所の長官に任命された場合に、任命後最初の衆議院議員総選挙の際に、長官として改めて国民の審査に付されるわけではない。
５×　裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない（憲法78条）。したがって、最高裁判所裁判官会議の全員一致の議決で著しい非行があった裁判官を懲戒免職することはできない。

問題６　正解２　憲法　正解率69.1%

１○　妥当である。
２×　問題文では、「他の国家機関による判決の内容の批判はいかに適切であろうとも許容されない」としており、妥当ではない。
３○　妥当である。
４○　妥当である。
５○　妥当である。

問題７　正解２　憲法　正解率36.4%

１×　国会が議決した予算の公布は、憲法上、天皇の国事行為とはされていない（憲法７条一号参照）。
２○　国会法57条、57条の３のように、現行法には予算の増額修正を予想した規定が置かれている。
３×　予算が成立したにもかかわらず、予算が予定する支出の根拠となる法律が制定されていないような場合でも、法律が可決されるまでの間、内閣は暫定的に予算を執行することができるわけではない。
４×　すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない（憲法88条）。また、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない（憲法８条）。
５×　国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない（憲法90条）。

問題８　正解３　行政法　正解率94.5%

ア×　ある行政行為が違法である場合、仮にそれが別の行政行為として法の要件を満たしていたときは、これを後者の行為として扱うことが許されることがある。これを「違法行為の転換」という。

イ○　判例は、普通地方公共団体の長に対する解職請求を可とする投票結果が無効とされた事案について、「たとえ賛否投票の効力の無効が宣言されても、賛否投票の有効なことを前提として、それまでの間になされた後任村長の行政処分は無効となるものではないと解すべきである」としている（最大判昭和35.12.7）。よって、本肢の場合、前任の長の解職が有効であることを前提として、当該解職が無効とされるまでの間になされた後任の長の行政処分は、当然に無効となるものではない。

ウ×　複数の行政行為が段階的な決定として行われる場合、先行行為が違法であるとして、後行行為の取消訴訟において先行行為の当該違法を理由に取消しの請求を認めることが許されることがある。これを「違法性の承継」という。

エ×　行政行為の瑕疵を理由とする取消しについては、取消訴訟や行政上の不服申立てによる争訟取消しの場合も職権取消しの場合も、当該行政行為は行為時当初に遡って効力を失う。

オ○　判例は、「処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立の便宜を与えることを目的として更正に附記理由の記載を命じた前記法人税法の規定の趣旨にかんがみ、本件更正の附記理由には不備の違法があるものというべきである」としている（最判昭和47.12.5）。よって、本肢の場合、裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、理由の提示にかかる当該不備の瑕疵は治癒されない。

よって、３（イ・オ）が正解となる。

問題９　正解３　行政法　正解率69.1%

ア×　判例は、「労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものと解するのが相当である」としている（最判平成15.9.4）。よって、本肢の場合、社会保障給付における行政主体と私人との間の関係は、対等なものであり、もっぱら契約によるものとされているとはいえない。

イ○　判例は、「国は、拘置所に収容された被勾留者に対して、その不履行が損害賠償責任を生じさせることとなる信義則上の安全配慮義務を負わないというべきである」としている（最判平成28.4.21）。

ウ○　判例は、「本件売買契約が食品衛生法による取締の対象に含まれるかどうかはともかくとして同法は単なる取締法規にすぎないものと解するのが相当であるから、上告人が食肉販売業の許可を受けていないとしても、右法律により本件取引の効力が否定される理由はない」としている（最判昭和35.3.18）。よって、本肢の場合、食品衛生法の規定により必要とされる営業の許可を得ることなく食品の販売を行ったときであっても、当該販売にかかる売買契約が当然に無効となるわけではない。

エ×　判例は、「租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なかんずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである」としている（最判昭和62.10.30）。よって、本肢の場合、信義誠実の原則は、租税法律関係に適用される余地がある。

よって、３（イ・ウ）が正解となる。

問題10　正解３　行政法　正解率82.7%

ア×　設問の判例は、「法務大臣は、在留期間の更新の許否を決するにあたつては、外国人に対する出入国の管理及び在留の規制の目的である国内の治安と善良の風俗の維持、保健・衛生の確保、労働市場の安定などの国益の保持の見地に立つて、申請者の申請事由の当否のみならず、当該外国人の在留中の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼譲など諸般の事情をしんしやくし、時宜に応じた的確な判断をしなければならないのであるが、このような判断は、事柄の性質上、出入国管理行政の責任を負う法務大臣の裁量に任せるのでなければとうてい適切な結果を期待することができないものと考えられる」としている。よって、本肢の場合、国内の政治・経済・社会等の諸事情を考慮することは、申請者の主観的事情に関わらない事項を過大に考量するものであるとはいえず、他

事考慮に当たり許されないともいえない。

イ○

ウ×　設問の判例は、「出入国管理令21条３項所定の『在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由』があるかどうかの判断における法務大臣の裁量権の範囲が広汎なものとされているのは当然のことであつて、所論のように上陸拒否事由又は退去強制事由に準ずる事由に該当しない限り更新申請を不許可にすることは許されないと解すべきものではない」としている。よって、本肢の場合、上陸拒否事由又は退去強制事由に準ずる事由に該当しない限り更新申請を不許可にすることが許されないとはいえない。

エ○

オ×　設問の判例は、「憲法第３章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である」としている。よって、本肢の場合、政治活動の自由に関する憲法の保障が外国人には及ばないとはいえない。

よって、３（イ・エ）が正解となる。

問題11　正解２　行政法　正解率50.9%

１×　「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう（行政手続法２条一号）。よって、本肢の場合、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令のみを意味するものではなく、条例及び地方公共団体の執行機関の規則はそこに含まれる。

２○　名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分は、「不利益処分」に該当しない（行政手続法２条四号ハ）。

３×　「行政指導」とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため「特定の者」に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう（行政手続法２条六号）。よって、本肢の場合、「行政指導」には、不特定の者に対して一般的に行われる情報提供は含まれない。

４×　行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない（行政手続法35条１項）。よって、本肢の場合、これらを明確に示さなければならないのは、法令に違反する行為の是正を求める行政指導をする場合に限られない。

５×　同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない（行政手続法36条）。よって、本肢の場合、行政指導指針の作成・公表は、根拠となる規定が法律に置かれている行政指導をしようとする場合に限られない。

問題12　正解２、５　行政法　正解率85.5%

１○　当事者又は参加人は、第１項の調書（聴聞の審理の経過を記載した調書）及び前項の報告書（不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書）の閲覧を求めることができる（行政手続法24条４項）。

２×　当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（当事者等）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる（行政手続法18条１項）。よって、本肢の場合、すべての参加人が、資料の閲覧を求めることができるとはいえない。

３○　当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる（行政手続法20条２項）。

４○　当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる（行政手続法21条１項）。

５×　主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第１項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる（行政手続法23条１項）。よって、本肢の場合、主宰者は、当事者に対し改めて意見を述べ、証拠書類等を提出する機会を与える必要はない。

問題13　正解１　行政法　正解率84.5%

ア「努力義務として規定されている」　行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない（行政手続法10条）。

イ「努力義務として規定されていない」　行政庁は、審査基準を定めるものとする（行政手続法５条１項）。行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない（行政手続法５条３項）。

ウ「努力義務として規定されている」　行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない（行政手続法12条１項）。

エ「努力義務として規定されていない」　行政庁は、標準処理期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない（行政手続法６条）。標準処理期間を公にしておくことは努力義務ではない。

よって、１（ア・ウ）が正解となる。

問題14　正解２　行政法　正解率85.5%

１×　法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる（行政不服審査法３条）。よって、本肢の場合、不作為についての審査請求は、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者がすることはできない。

２○　不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、不作為庁の上級行政庁である審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずる（行政不服審査法49条３項一号）。

３×　このような規定はない。不作為についての審査請求について、申請がなされた日から法定された一定の期間を経過しなければすることができないということはない。

４×　このような規定はない。不作為についての審査請求がなされた場合、審査庁は、裁決が下されるまでの仮の救済として仮の処分をすることはできない。

５×　このような規定はない。不作為についての審査請求の審理に際しても、審査庁は、審理員を指名して審理手続を行わせる必要があり、審理手続を省いて裁決を下さなければならないということもない。

問題15　正解３　行政法　正解率61.8%

１×　処分についての審査請求が理由がある場合、審査庁が裁決で当該処分を取り消すと、当該処分は初めにさかのぼって効力がなくなる。これを裁決の「形成力」という。よって、本肢の場合、審査庁が不利益処分を取り消す裁決をしたときは、当該不利益処分は初めにさかのぼって効力がなくなり、処分庁が、当該不利益処分を取り消さなければならないということはない。

２×　裁決は、関係行政庁を拘束する（行政不服審査法52条１項）。これを裁決の「拘束力」という。よって、本肢の場合、処分庁は、同一の事実を根拠として、同一の不利益処分を再び行うことはできない。

３○　事実上の行為についての審査請求が理由がある場合には、処分庁である審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する（行政不服審査法47条二号）。

４×　処分についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない（行政不服審査法46条１項）。よって、本肢の場合、審査庁は、処分庁の上級行政庁または処分庁でなければ、認容裁決によって処分を変更することはできない。

５×　このような規定はない。申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないが（行政不服審査法52条２項）、許認可の申請に対する拒否処分を取り消す裁決が、当該申請に対する許認可処分とみなされるということはない。

問題16　正解４　行政法　正解率84.5%

１○　審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる（行政不服審査法21条１項）。

２○　審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない（行政不服審査法19条１項）。

３○　審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる（行政不服審査法27条１項）。取下げの理由に特に制限は設けられていない。

４×　審査請求書が第19条の規定（審査請求書の提出）に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない（行政不服審査法23条）。前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができる（行政不服審査法24条）。よって、本肢の場合、審理手続を開始しなくても、直ちに審査請求を却下することができる。

５○　審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（申立人）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない（行政不服審査法31条１項）。口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる（行政不服審査法31条３項）。

問題17　正解２　行政法　正解率36.4%

ア○　本問の戒告には処分性が認められるため、戒告等の取消訴訟も提起できる（大阪高決昭和40.10.5参照）。

イ×　本問の戒告の取消訴訟においては、処分の違法性は主張できない。

ウ×　取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から６か月を経過したときは、提起することができない（行政事件訴訟法14条１項）。よって、Ｘが本件処分の通知書を受け取ってから１年を経過していなくても、Ｘが取消訴訟を提起した場合に出訴期間の徒過を理由として却下されることがある。

エ○　最判昭和48.3.6参照

よって、２（ア・エ）が正解となる。

問題18　正解２　行政法　正解率48.2%

ア○　出訴期間について定める行政事件訴訟法14条は、無効等確認訴訟に準用されていない（行政事件訴訟法38条１項、３項、４項参照）。

イ×　執行停止について定める行政事件訴訟法25条は、当事者訴訟にも準用されていない（行政事件訴訟法41条１項参照）。なお、義務付け訴訟や差止め訴訟に準用されていないという点は正しい。

ウ×　判決の第三者効について定める行政事件訴訟法32条は、義務付け訴訟や差止め訴訟には準用されていない（行政事件訴訟法38条１項参照）。

よって、２が正解となる。

問題19　正解３　行政法　正解率80.0%

１×　登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が登録免許税法に基づいてした登記機関から税務署長に還付通知をすべき旨の請求に対し、登記機関のする拒否処分は、行政処分にあたる（最判平成17.4.14）。

２×　行政庁が建築基準法に基づいて、いわゆるみなし道路を告示により一括して指定する行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる（最判平成14.1.17）。

３○　労働基準監督署長が行う労災就学援護費の支給または不支給の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる（最判平成15.9.4）。

４×　市町村長が住民基本台帳法に基づき住民票に続柄を記載する行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない（最判平成11.1.21）。

５×　都市計画法の規定に基づく用途地域指定の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない（最判昭和57.4.22）。

問題20　正解５　行政法　正解率85.5%

１×　落石事故の発生した道路に防護柵を設置する場合に、その費用の額が相当の多額にのぼり、県としてその予算措置に困却するであろうことは推察できるが、それにより直ちに道路の管理の瑕疵によって生じた損害に対する賠償責任を免れうるものと考えることはできない（最判昭和45.8.20）。

２×　事故発生当時、道路管理者が設置した工事標識板、バリケードおよび赤色灯標柱が道路上に倒れたまま放置されていたことは、道路の安全性に欠如があったといわざるをえないが、それが夜間の事故発生の直前に先行した他車によって惹起されたものであり、時間的に遅滞なくこれを原状に復し道路を安全良好な状態に保つことが困難であったときは、道路管理に瑕疵がなかったと認めるのが相当である（最判昭和50.6.26）。

３×　防護柵は、道路を通行する人や車が誤って転落するのを防止するために設置されるものであり、材質、高さその他その構造に徴し、通常の通行時における転落防止の目的からみればその安全性に欠けるところがないものであれば、転落事故の被害者が危険性の判断能力に乏しい幼児であったとしても、道路及び防護柵の設置管理者が通常予測することのできない行動に起因するものであった場合、営造物につき本来それが具有すべき安全性に欠けるところがあったとはいえず、道路管理者はその設置管理者としての責任を負うべき理由はない（最判昭和53.7.4）。

４×　道路の周辺住民から道路の設置・管理者に対して損害賠償の請求がされた場合において、当該道路からの騒音、排気ガス等が右住民に対して現実に社会生活上受忍すべき限度を超える被害をもたらしたことが認定判断されたときは、当然に当該住民との関係において道路が他人に危害を及ぼす危険性のある状態にあったことが認定判断されたことになる（最判平成7.7.7）。

５○　最判平成22.3.2

問題21　正解１　行政法　正解率21.8%

アには「代位責任」が入る。
イには「自己責任」が入る。
ウには「有責性」が入る。
エには「組織的」が入る。
よって、１が正解となる。

問題22　正解１　行政法　正解率19.1%

１○　地方自治法５条１項

２×　市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない（地方自治法７条１項）。よって、国会が承認することによって成立するわけではない。

３×　都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める（地方自治法６条）。よって、関係都道府県の協定や総務大臣への届出は必要とされていない。

４×　市となるべき普通地方公共団体は、人口５万以上を有していなければならない（地方自治法８条１項一号）。よって、市となるべき普通地方公共団体の人口要件は、地方自治法自体が具体的な数字を示して規定している。

５×　市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基づき、調停に付することができる（地方自治法９条１項）。また、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事は、当事者の文書による申請に基づき又は職権により、紛争の解決のため、自治紛争処理委員を任命し、その調停に付することができる（地方自治法251条の２第１項）。よって、裁判所の調停に付すことができるわけではない。

問題23　正解４　行政法　正解率55.5%

１×　選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の１以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる（地方自治法75条１項）。よって、住民であっても、選挙権を有する者（日本国民に限られる）でなければ、事務監査請求を行うことができない。

２×　このような制限はない（地方自治法74条１項参照）。
３×　市町村の条例の制定改廃の直接請求における署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、法定の期間内に「当該市町村の選挙管理委員会」にこれを申し出ることができる（地方自治法74条の２第４項）。よって、本肢の異議は、総務大臣ではなく当該市町村の選挙管理委員会に申し出るものである。
４○　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の３分の１（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる（地方自治法76条１項）。よって、総数が一定数以上の普通地方公共団体については、成立要件を緩和する特例が設けられている。
５×　このような規定はない。

問題24　正解４　行政法　正解率44.5%

１○　地方自治法252条の２第１項
２○　地方自治法252条の２の２第１項
３○　地方自治法252条の７第１項
４×　事務の代替執行とは、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行することである（地方自治法252条の16の２第１項）。
５○　地方自治法252条の17第１項

問題25　正解３　行政法　正解率38.2%

１×　新たに付与された定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、当該飛行場を使用する各種航空機の騒音の程度、当該飛行場の一日の離着陸回数、離着陸の時間帯等からして、当該免許に係る路線を航行する航空機騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する（最判平成1.2.17）。
２×　空港の供用の差止めが争点となった、いわゆる「大阪空港訴訟」では、人格権または環境権に基づく民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の供用についての差止めを求める訴えは、不適法であるとされた（最大判昭和56.12.16）。
３○　最判平成28.12.8
４×　いわゆる「成田新法訴訟」は、憲法31条の法定手続の保障は刑事手続のみでなく行政手続にも及ぶ可能性を認めているが、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（当時）は、憲法31条に違反しないとした（最大判平成4.7.1）。
５×　いわゆる「成田新幹線訴訟」は、「本件認可は、いわば上級行政機関としての運輸大臣が下級行政機関としてのＤ建設公団に対しその作成した本件工事実施計画の整備計画との整合性等を審査してなす監督手段としての承認の性質を有するもので、行政機関相互の行為と同視すべきものであり、行政行為として外部に対する効力を有するものではなく、また、これによって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する効果を伴うもので はないから、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらない。」としており、処分性を有しないことを理由に棄却しており、建設予定地付近に居住する住民の原告適格については言及していない（最判昭和53.12.8）。よって、「建設予定地付近に居住する住民に原告適格が認められるとした。」とはいえない。

問題26　正解５　行政法　正解率74.5%

１×　行政手続法は、地方公共団体の機関がする処分に関して、その根拠が条例に置かれているものについては、行政手続法２章から６章までの規定は適用されないとしている（行政手続法３条３項）。
２×　地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み行政不服審査法81条１項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附

属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる（行政不服審査法81条２項）。よって、本肢の機関は、事件ごとに置くことも可能である。

３×　地方公共団体は、公文書管理法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないが（公文書管理法34条）、「条例を定めなければならない」とはしていない。

４×　行政代執行法に、このような定めはない。

５○　行政機関情報公開法25条

問題 27　正解４　民法　正解率 78.2%

１○　民法166条１項一号

２○　民法166条１項二号

３○　民法167条

４×　人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から「５年間」行使しないとき、時効によって消滅する（民法724条の２）。

５○　民法166条２項

問題28　正解２　民法　正解率76.4%

１○　時効取得者は、登記がなくても、時効完成前の第三者に対し、権利を主張することができる（大判大正7.3.2）。よって、時効取得者Ｂは、登記がなくても、時効完成前の第三者であるＣに対して時効による所有権取得を対抗することができる。

２×　時効取得者と時効完成後の第三者は、対抗関係となり、時効取得者は登記を備えなければ時効完成後の第三者に時効取得を対抗することができない（大連判大正14.7.8）。しかし、時効完成後の第三者が背信的悪意者の場合は、時効取得者は登記がなくても時効取得を対抗することができる（最判昭和43.8.2）。よって、時効完成後の第三者であるＤが背信的悪意者であったと認められる特段の事情があるときは、時効取得者Ｂは、登記がなくても、時効による所有権取得を対抗することができる。

３○　時効取得者は、時効完成後の第三者の登記後に再度取得時効の要件を満たしたときは、その第三者に対し、登記がなくても、権利を主張することができる（最判昭和36.7.20）。よって、時効取得者Ｂは、時効完成後の第三者であるＥに対し時効を援用すれば、時効による所有権取得を登記なく対抗することができる。

４○　不動産の取得時効の完成後、所有権移転登記がされることのないまま、第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて抵当権設定登記を了した場合において、不動産の時効取得者である占有者が、その後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときは、占有者が抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り、占有者は、不動産を時効取得し、その結果、抵当権は消滅する（最判平成24.3.16）。よって、Ｂが甲を時効取得すれば甲に設定されていたＦの抵当権は消滅する。

５○　時効の起算点は占有開始時であり、取得時効を援用する者において任意にその起算点を選択することはできない（最判昭和35.7.27）。よって、Ｂが甲の占有開始時点を任意に選択してその成立を主張することは許されない。

問題29　正解５　民法　正解率65.5%

１○　最判昭和62.11.10

２○　最判昭和62.11.10

３○　最判平成18.7.20

４○　最判昭和62.11.10

５×　継続的な動産の売買契約において、目的物の所有権が売買代金の完済まで売主に留保される旨が定められた場合に、買主が保管する当該目的物を含む在庫製品について集合動産譲渡担保権の設定を受けた者は、売買代金が完済されない物について、売主に対し、譲渡担保権を主張することができない（最判平成30.12.7）。よって、売買代金が完済されていない本肢においては、ＡはＤに対し本件譲渡担保権を主張することができない。

問題30　正解５　民法　正解率84.5%

本問は、「連帯債務者の一人について生じた…事由のうち、…他の連帯債務者に対して効力が生じないもの」を問うており、肢ア～オの中から相対効のとなるものを選ぶことになる。

肢イの「代物弁済」は、債権を満足させる事由であるため、当然に絶対効となる。

肢アの「混同」及び肢ウの「相殺の援用」も絶対効となる（民法441条、439条、440条）。

よって、５（エ・オ）が正解となる。

問題31　正解５　民法　正解率81.8%

１○　民法511条２項

２○　民法508条

３○　民法505条２項

４○　民法509条一号

５×　人の生命又は身体に損害を与えた場合、その加害者は、その被害者に対して有する貸金債権を自働債権として、被害者に対する損害賠償債務と相殺することはできない。これは、過失によって損害を与えた場合も同様である（民法509条二号）。

問題32　正解４　民法　正解率78.2%

１×　債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる（民法492条）。弁済の提供の方法には、現実の提供と口頭の提供があるが、債権者が受領を明確に拒んでいる場合には、現実の提供はもちろん口頭の提供も不要となる（最大判昭和32.6.5）。よって、甲の引渡債権の債権者であるＢが予め甲の受領を明確に拒んでいるため、Ａは現実の提供をしなくても履行遅滞の責任を免れることができる。

２×　債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる（民法542条１項二号）。よって、代金債権の債務者であるＢが代金の支払いを明確に拒んでいる場合、債権者Ａは支払いの催告をすることなく売買契約を解除できる。

３×　売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない（民法567条２項）。よって、買主Ｂが受領を拒み、隣人の過失によって生じた火災により甲が損傷した場合、Ｂは、Ａに対して甲の修補を請求することはできない。

４○　売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときは、買主は、代金の支払いを拒むことができない（民法567条２項）。よって、買主Ｂが受領を拒み、隣人の過失によって生じた火災により甲が滅失した場合、Ｂは、代金の支払いを拒むことはできない。

５×　売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない（民法567条２項）。よって、買主Ｂが受領を拒み、隣人の過失によって生じた火災により甲が滅失した場合、Ｂは、売買契約を解除することができない。

問題33　正解４　民法　正解率56.4%

ア○　民法598条３項

イ○　民法616条の２

ウ×　請負人が「仕事を完成しない間」は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる（民法641条）。

エ○　民法651条１項

オ×　無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない（民法657条の２第２項）。よって、書面による寄託で無報酬の受寄者は、契約を解除することができない。

よって、４（ウ・オ）が正解となる。

問題34　正解４　民法　正解率26.4%

１×　不法行為により死亡した幼児の損害賠償債権を相続した者が幼児の養育費の支出を必要としなくなった場合であっても、養育費は損益相殺の対象とならない（最判昭和53.10.20）。よって、幼児の逸失利益の算定に際して親の養育費は親に対する損害賠償額から控除されない。

２×　不法行為により被保険者が死亡して相続人に保険金の給付がされた場合であっても、損益相殺の対象とならない（最判昭和39.9.25）。よって、被害者の逸失利益の算定に当たって支払われる生命保険金は損害賠償額から控除されない。

３×　退職年金を受給していた者が不法行為によって死亡した場合には、相続人は、加害者に対し、退職年金の受給者が生存していればその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額を同人の損害として、その賠償を求めることができる。この場合において、右の相続人のうちに、退職年金の受給者の死亡を原因として、遺族年金の受給権を取得した者があるときは、遺族年金の支給を受けるべき者につき、支給を受けることが確定した遺族年金の額の限度で、その者が加害者に対して賠償を求め得る損害額からこれを控除すべきものであるが、いまだ支給を受けることが確定していない遺族年金の額についてまで損害額から控除することを要しない（最大判平成5.3.24）。よって、支給を受けることが確定した遺族年金の額はもちろん、支給を受けることが確定していない遺族年金の額について「も」損害賠償額から控除されることはないとしている本肢は誤りである。

４○　最判平成20.6.10

５×　売買の目的物である新築建物に重大な瑕疵がありこれを建て替えざるを得ない場合において、当該瑕疵が構造耐力上の安全性にかかわるものであるため建物が倒壊する具体的なおそれがあるなど、社会通念上、建物自体が社会経済的な価値を有しないと評価すべきものであるときには、上記建物の買主がこれに居住していたという利益については、当該買主からの工事施工者等に対する建て替え費用相当額の損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することはできない（最判平成22.6.17）。

問題35　正解３　民法　正解率73.6%

ア×　成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師２人以上の立会いがなければならない（民法973条１項）が、後見開始の審判が取り消されない限り、遺言をすることができないという定めはない。

イ○　最判平成5.10.19

ウ○　民法975条

エ×　遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない（民法994条１項）。よって、受遺者の相続人が受遺者の地位を承継することもない。

オ×　遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる（民法1022条）。遺言を撤回する場合には、その遺言と同一の方式で撤回する必要はない。

よって、３（イ・ウ）が正解となる。

問題36　正解５　商法　正解率53.6%

１○　商法504条

２○　商法505条

３○　商法508条１項

４○　商法509条１項、2項

５×　商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、「申込者」の費用をもってその物品を保管しなければならない（商法510条）。

問題37　正解５　会社法　正解率61.8%

ア○　会社法38条４項
イ○　会社法88条１項
ウ○　会社法39条３項
エ×　設立時取締役とは、株式会社の設立に際して取締役となる者をいう（会社法38条１項）。発起設立、募集設立のいずれであっても、法人が設立時取締役に就任することはできないが、発起人は設立時取締役に就任することはできる（会社法331条一項一号）。
オ×　設立時取締役は調査等を行うのであって、発起人と共同して、株式会社の設立の業務を執行するわけではない（会社法46条、93条）。
よって、５（エ・オ）が正解となる。

問題38　正解２　会社法　正解率36.4%

１○　株式会社は、２以上の種類株式を発行する場合、法定の事項及び発行可能種類株式総数（株式会社が発行することができる種類株式の内容と種類株式ごとの発行上限数）を定款で定めなければならない（会社法108条２項）。
２×　公開会社および指名委員会等設置会社のいずれでもない株式会社であっても、１つの株式につき２個以上の議決権を有することを内容とする種類株式を発行することはできない。
３○　会社法108条１項八号
４○　会社法108条１項九号
５○　会社法108条１項三号

問題39　正解３　会社法　正解率48.2%

１○　会社法423条３項一号
２○　会社法423条２項
３×　監査等委員会設置会社の取締役の利益相反により株式会社に損害が生じた場合において、当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、当該取締役が監査等委員である場合を除き、当該取締役が任務を怠ったものと推定されない（会社法423条４項）。
４○　会社法427条１項
５○　会社法428条１項

問題40　正解５　会社法　正解率47.3%

１○　監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない（会社法327条５項）。会計参与の設置は、原則として任意である。
２○　会社法329条１項
３○　会計参与は、株主総会の決議によって選任する（会社法329条１項）。会計監査人は、別段の決議がされなかったときは、定時株主総会において再任されたものとみなされる（会社法338条２項）。
４○　会計参与は、取締役または執行役と共同して、計算書類等の作成をし、会計参与報告を作成しなければならない（会社法374条１項、６項）。会計監査人は、株式会社の計算書類等を監査し、会計監査報告を作成しなければならない（会社法396条１項）。
５×　会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない（会社法397条１項）。会計参与は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社にあっては、監査役）に報告しなければならない（会社法375条１項）。

問題41　憲法　正解率　ア：8.2%　イ：49.1%　ウ：20.9%　エ：42.7%

ア　６：公の批判
イ　18：明確

ウ　13：公共の利害
エ　８：公益

問題42　行政法　正解率　ア：89.1%　イ：58.2%　ウ：97.3%　エ：94.5%

ア　５：社会福祉
イ　18：公の営造物
ウ　12：賃貸借関係
エ　３：信頼関係

問題43　行政法　正解率　ア：90.0%　イ：88.2%　ウ：76.4%　エ：90.0%

ア　14：無効
イ　６：無効確認の訴え
ウ　19：争点訴訟
エ　９：重大かつ明白

問題44　行政法

【正解例】
Ｙ市を被告として、出席停止の懲罰について差止めの訴えを提起し、仮の差止めの申立てをする。(44字)

【解説】
１．問題文の検討
本問では、「誰に対してどのような手段をとることが有効適切か」とある。
したがって、本問では、①誰に対して（被告)、②有効適切な手段を記述すればよいことがわかる。

２．知識・キーワードの抽出
この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう（行政事件訴訟法３条７項)。

本問の場合、出席停止の懲罰を回避するための手段を検討していることから、差止めの訴えを提起することが有効適切である。

取消訴訟の被告適格に関する行政事件訴訟法11条は、差止めの訴えに準用される（行政事件訴訟法38条１項)。よって、処分をすべき行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、差止めの訴えは、当該処分をすべき行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないこととなる。
本問の場合、出席停止の懲罰をしようとしているのはＹ市議会である。よって、「被告」については、「Ｙ市」ということになる。

差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（仮の差止め）ができる（行政事件訴訟法37条の５第２項)。
本問の場合、次の会期の議会が招集されるまで１か月程度の短い期間しかないことから、仮の差止めの申立てをすることが有効適切である。

３．総評
「誰に対して（被告)」「有効適切な手段（提起すべき訴訟等)」は記述式の頻出論点である。どのようなときにどのような訴訟を提起すべきか、どのような仮の救済手段をとることができるかをしっかりおさえておきたい。

問題45　民法

【正解例】
Ａは、物上代位権の行使によって、払渡しの前に火災保険金債権を差し押さえなければならない。(44字)

【解説】
１．問題文の検討
本問では、「Ａがこの保険金に対して優先弁済権を行使するためには、民法の規定および判例に照らし、どのような法的手段によって何をしなければならないか」とある。
したがって、本問では、①法的手段、②何をしなければならないかを記述すればよいことがわかる。

２．知識・キーワードの抽出
先取特権の物上代位に関する民法304条は、抵当権に準用される（民法372条)。
よって、抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、抵当権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。
また、判例は、建物の火災保険金債権への物上代位を認めている（大判大正12.4.7)。
本問の場合、火災保険金債権への物上代位が認められる。また、物上代位権を行使するには、払渡しの前に火災保険金債権を差し押さえる必要がある。

３．総評
物上代位は、2006（平成18）年問題46でも記述式で出題されている。記述式も、択一式同様、過去問学習の重要性が高まっている。

問題46　民法

【正解例】
Ａは、Ｂに対し、契約不適合を理由として、報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除ができる。(44字)
Ａは、Ｂに対し、担保責任に基づき、報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除ができる。(41字)

【解説】
１．問題文の検討
本問では、「Ａが、Ｂに対し、権利行使ができる根拠を示した上で、ＡのＢに対する修補請求以外の３つの権利行使の方法について、40字程度で記述しなさい」とある。
したがって、本問では、①権利行使ができる根拠、②権利行使の方法を記述すればよいことがわかる。

２．知識・キーワードの抽出
契約不適合に関する規定は、有償契約の性質がこれを許さないときを除き、売買以外の有償契約について準用される（民法559条)。
よって、請負人が契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したときは、注文者は、所定の要件を満たせば、請負人に対し、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
本問の場合、まず、権利行使ができる根拠は、契約不適合又は請負人の担保責任となる。次に、「修補請求以外（履行の追完の請求以外)」の権利行使の方法とあることから、３つの権利行使の方法については、報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除となる。

なお、請負の場合、原則として、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除をすることはできないが（民法636条)、本問の場合、「Ｂの供する材料を用い、また、同住宅の設計もＢに委ねることとされた」とあり、この点は問題とならない。また、注文者は、原則として、その不適合を知った時から１年以内にその旨を請負人に通知する必要があるが（民法637条１項)、本問の場合、「Ａは、そのことを直ちにＢに通知し

た」とあり、この点も問題とならない。

３．総評
本問では、「修補請求以外」の権利行使の方法という誘導があり、修補請求が履行の追完の請求にあたることから、これ以外の３つを記述することを読み取る必要がある。

問題47　正解２　政治・経済・社会　正解率51.8%

１×　2023年現在、ＥＵ首脳はＧ７サミットに参加している。
２○
３×　2023年の議長国は日本である。また、日本はこれまで、1979年、1986年、1993年、2000年、2008年、2016年に議長国を務めた。
４×　日本は1975年の第１回サミットから参加している。
５×　開催地は当初から議長国の国内で行われている。

問題48　正解５　政治・経済・社会　正解率93.6%

１○
２○
３○
４○
５×　内閣府にテロ対策庁は設置されていない。

問題49　正解３　政治・経済・社会　正解率38.2%

ア○
イ×　ペレストロイカ政策は、1986年からソ連のゴルバチョフ政権が進めた政策である。なお、ベトナムが1986年から進めたのはドイモイ政策である。
ウ×　本肢の記述はカンボジアに関するものである。
エ○
オ○
よって、３（イ・ウ）が正解となる。

問題50　正解５　政治・経済・社会　正解率33.6%

ア×　法人税の税率は、法人の規模や種類に応じて、所得にかかわらず一律である。
イ×　課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという方針の下で平成27年度改正から法人税改革が進められ、法人税の税率は引き下げが続いている。
ウ○
エ○
オ×　地域間での偏在性が大きいため、2008年度から法人事業税の一部を一度国が集める地方法人特別税とその集めたお金を地方団体の人口などに基づいて配る地方法人特別譲与税が実施された。なお、この制度は2019年9月30日で終了した。2014年度からは法人住民税法人税割の税率引下げが実施され、それに併せて地方法人税（国税）を創設し、その税収全額を地方交付税の原資に組み入れることで、財政力格差の縮小を図っている。
よって、５（ウ・エ）が正解となる。

問題51　正解１　政治・経済・社会　正解率70.0%

１○
２×　日本銀行は2016年1月に、マイナス金利政策を導入した。
３×　日銀の貸付金利は以前は「公定歩合」、現在は「基準貸付利率」と呼ばれ、銀行間での差は設けられて

いない。
４×　2024年にデジタル通貨の導入が行われることとはされていない。
５×　2022年は急速に円安が進んでおり、円高にはなっていない。

問題52　正解２　政治・経済・社会　正解率65.5%

１○
２×　日本は1985年の女性（女子）差別撤廃条約を批准している。なお、1985年に男女雇用機会均等法を制定した旨の記述は正しい。
３○
４○
５○

問題53　正解４　政治・経済・社会　正解率83.6%

１×　社会保険の財源は主に保険料でまかなわれている。
２×　「ゆりかごから墓場まで」はイギリスで提唱されたものである。
３×　生活保護の給付は、生活扶助、住宅扶助も行われている。
４○
５×　児童手当は2023年現在、中学校卒業までの児童を養育している方を対象に給付される。

問題54　正解４　情報通信・個人情報保護　正解率60.9%

ア○
イ×　ガバメントクラウドについては、地方自治体が利用できないものとはされていない。
ウ○
エ○
オ×　自治体が保有する情報のオープンデータ化は禁止されていない。
よって、４（イ・オ）が正解となる。

問題55　正解４　情報通信・個人情報保護　正解率59.1%

１○
２○
３○
４×　ファームウェアとは、ハードウェアの基本的な制御のために、コンピュータなど機器に組み込まれたソフトウェアのことをいう。出典 総務省.”国民のためのサイバーセキュリティサイト”.”用語辞典”.（参照2023-11-13）.
５○

問題56　正解５　情報通信・個人情報保護　正解率90.9%

空欄には５の「広告」が入る。

問題57　正解１　情報通信・個人情報保護　正解率53.6%

ア○
イ○
ウ×　要配慮個人情報や機微情報について、その内容が日本を含め、各国において違いがないとはいえない。
エ×　個人情報保護法に規定される規律が、公的部門と民間部門について、まったく同一となったとはいえない。
よって、１（ア・イ）が正解となる。

問題58　正解２　文章理解　正解率97.3%

著作権上の理由により省略させていただきます。

問題59　正解１　文章理解　正解率96.4%

著作権上の理由により省略させていただきます。

問題60　正解１　文章理解　正解率97.3%

著作権上の理由により省略させていただきます。